2018年7月20日

平成30年7月豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について

経済産業大臣

　平成30年7月に西日本を中心に発生した豪雨によって、西日本の広範囲において工場の操業停止や交通インフラの損害が確認される等、当該豪雨の発生に伴う取引上の影響は、西日本地域の新事業者、下請け事業者との取引のある全国の新事業者、下請事業者に広がる可能性があり、下請事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談等が寄せられたことで、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対するこれらの影響を最小限とするため、適切な処置を講じて頂くよう経済産業大臣名で要請文が発出されましたので、これらの趣旨に沿って対応されますようお願い致します。

１　平成30年7月豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について

<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180717009/20180717009.html>

２　品用・東日本大震災に関するQ&A（公正取引委員会ホームページより）

[http://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinqa.html](https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinqa.html)